

## 第150回統計委員会（書面開催）議事結果

1 日付 令和2年5月28日（木）～6月12日（金）

### 2 審議参加者

#### 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

#### 【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子、山澤 成康

#### 【説明者】

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室

総務省統計委員会担当室

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

### 3 議事

- （1）部会の審議状況について
- （2）毎月勤労統計調査について

### 4 議事の状況

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第150回統計委員会は書面開催として行われた。

#### （1）部会の審議状況について

資料1-1及び1-2に基づき、書面による審議が行われた。

委員から提出された意見と、それに対する対応方針等は、別紙1-1及び1-2のとおり。

なお、内閣府から提出された意見（別紙1-1の最終頁）等について、北村委員長が次のように取りまとめを行った。

「2020年を基準年とした2020年以降の推計や遡及推計を行うに当たり、現在の新型コロナウイルス感染症の経済への影響状況を鑑みると、経済センサス-活動調査等の結果を用いた構造をそのまま活用し続けることに課題が生じる可能性があることは理解します。しかし、実益のある議論を行う上では、2020年以降の推計や遡及推計に必要な追加データや推計上の対応が具体的に示されることが望ましいと思われま。そこで、内閣府に対して、関係省とも相談した上で、その内容について本委員会へ報告をすることを要請します。」

**(2) 毎月勤労統計調査について**

資料2に基づき、書面による審議が行われた。

委員から提出された意見と、それに対する厚生労働省の対応方針は、別紙2のとおり。

**(3) その他**

資料「参考 基幹統計調査の承認の状況」について、委員から提出された意見と、それに対する総務省の対応方針は、別紙3のとおり。

## 別紙 1 - 1

## 第 150 回統計委員会 議事 1 - 1 「部会の審議状況について（サービス統計・企業統計部会）」の資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員名前	宮川 努
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 1 -1	1	⑦の一部費用項目に関しては「適当と整理」としているが、サービス・企業統計部会での議論では、支払利息についてはそのデータの重要性に鑑み次回調査に向けての検討課題にしてもらいたいと述べていることから、「課題はあるものの、おおむね適当と整理」というのが、現時点での判断ではないのか。	(事務局からの回答) ご指摘いただいた点を踏まえ、資料については修正させていただきます。

委員名前	清原 慶子
------	-------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料1-1	P1~3	1 経済センサスー活動調査の変更について(1)調査対象の範囲の変更として「国及び地方公共団体の事業所を調査対象とした乙調査を新設」は第Ⅲ期基本計画で示された方向性を踏まえたものであり、国及び地方公共団体の事業所に関する母集団情報の整備・充実等に資する内容となっていることを評価して「適当」としたことをはじめとして、「これまで調査員の大きな負担であった個人経営事業所企業全体の調査事項を簡素化する等の配慮もされていること、経済構造実態調査(甲調査)対象企業等を調査員調査から直轄調査へ移行することで、自治体などの負担軽減が図れていることを評価」するなど、サービス統計・企業統計部会の現在までのご判断に賛同します。	ご賛同いただきありがとうございます。

委員名前	神田玲子
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料1-1	P13	2021年に実施予定の経済センサスは、2020年を調査対象年としており、新型コロナウイルス感染を大きく受ける年です。経済センサスは他の統計の基礎的な資料として使用されており、他の統計に与える影響度も大きいと思われることから、翌年に実施される経済構造実態調査や工業統計調査などで、補完する調査を行うことで、感染による影響が他の年に波及しないような措置をとるべきではないでしょうか。	(事務局からの回答) 2021年以降の状況については、経済構造実態調査等で把握される予定ですが、加工統計等の作成のため、さらに調査が必要な事項がある場合は、加工統計作成部局で検討の上、調査実施部局と協議をし、その結果を統計委員会へ御報告するにしたいと考えております。

委員名前	中村洋一
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
01-1	13～ 14	<p>2020年の経済センサスの結果が日本経済の長期的な構造を逸脱するものとなるという宮川、菅両委員のご懸念を共有します。通常はこの年を基準年とする国民経済計算の推計にも多大な影響をもつことが予想されます。2020年を対象とする調査の実施は、菅委員のご意見を踏まえ、また、経済センサス対象年の変更が基本的な統計調査のスケジュールに大きな負担をかけることになることから、予定通り実施すべきものと考えます。諸般の事情で2011年のセンサスが2012年に変更され、2011年を対象とすることになり、その結果、1995年と2011年の2つの産業連関表が大震災の年の構造を反映するものとなりました。基準年の構造を導き出す産業連関表がトレンドから大きく外れているという懸念と同時に、経済危機の構造を明らかにする利点もあるとの議論もありました。ただし、震災の影響が一定の地域に集中的に表れ、それ以外の地域との動きの差から、ある程度の補完的な推計が可能であったのに対し、コロナ・ウィルス禍の影響は日本全体にわたるので、補完による対処はより難しいものになると思われます。基準年をどうするか、移行する場合に延長表が必要か、経済構造動態統計の拡充によるかなど、検討を進める必要があります。震災後と比べると、経済構造動態統計が利用可能となっていることは重要な点と考えます。</p>	<p>(事務局からの回答)</p> <p>基準年をどうするかにつきましては、内閣府が補完的な推計に必要な情報を整理し、関係省における対応可能性を相談した結果を統計委員会に御報告してもらうようにしたいと考えております。</p>

委員名前	川崎 茂
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
統計 委員 会配 布資 料	全般	2つの部会報告及び厚生労働省からの毎月勤労統計に関する報告については、いずれも丁寧に検討していただいております、私から特段の質問や意見はありません。	—

サービス統計・企業統計部会の審議状況について  
(経済センサス活動調査及び個人企業経済調査の変更)(報告)

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
1 経済センサス活動調査の変更について(1)調査対象の範囲の変更	・ 国及び地方公共団体の事業所を調査対象とした乙調査を新設	●				<p>・<b>適当と整理</b></p> <p>⇒第Ⅲ期基本計画で示された方向性を踏まえたものであり、国及び地方公共団体の事業所に関する母集団情報の整備・充実等に資する内容となっていることを評価</p>
(2)調査方法の変更	・ 前回調査において直轄調査で実施していた個人経営企業の複数事業所を調査員調査に移すほか、経済構造実態調査(甲調査)対象企業等について調査員調査から直轄調査に移行する等、調査方法ごとの調査対象を見直し	●				<p>・<b>適当と整理</b></p> <p>⇒個人経営企業の複数事業所を直轄調査から調査員調査に移行することについて、調査の効果的な実施に資する内容であり、また、これまで調査員の大きな負担であった個人経営事業所企業全体の調査事項を簡素化する等の配慮もされていることを評価</p> <p>⇒経済構造実態調査(甲調査)対象企業等を調査員調査から直轄調査へ移行することで、自治体などの負担軽減が図れていることを評価</p>
(3)調査事項の変更	① 個人経営企業について、「調査票(産業共通)」にて調査を実施		●			<p>・<b>適当と整理</b></p> <p>⇒調査の効果的な実施及び報告者負担の軽減に資する内容となっており、また、従業者総数、総売上高、費用項目等の基本的事項については引き続き調査事項と設定することで、調査の継続性も確保されていることを評価</p>
	② 法人単独事業所企業について、サービス関連産業を対象に調査票の構成を再編		●			
	③ 法人複数事業所企業における企業調査票について「サービス業(政治団体、宗教)」を除く全産業の調査票を統合するほか、事業所調査票について「農業、林業、漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「製造業」「卸売業・小売業」及び「サービス業(政治団体、宗教)」を除く全産業の調査票を統合		●			
	④ 個人経営企業の調査事項について、経理事項を確定申告書から転記可能なものに限定すること等、簡素化の実施		●			<p>・<b>適当と整理</b></p> <p>⇒個人経営企業は、比較的規模の小さい企業、事業所が多いことを踏まえ、必要最小限の事項を把握する内容となっていることを評価</p>
	⑤ サービス収入の内訳について、これまでの日本標準産業分類を基にした調査事項から、生産物分類を基にした調査事項に見直すとともに、副業の生産構造を把握するため調査事項を追加		●			(第2回部会で審議中)
	⑥ 「卸売業、小売業」主業企業及び「卸売、小売業」副業企業の商品売上原価を調査事項として追加		●			(第2回部会で審議中)
	⑦ 費用総額及び費用項目のうち、減価償却費、外注費及び支払利息等の項目を廃止		●			<p>・<b>課題はあるものの、おおむね適当と整理</b></p> <p>⇒報告者負担の軽減等を踏まえた内容であることを評価</p> <p>⇒ただし、部会審議の結果、減価償却費については引き続き調査事項とすることを意見</p> <p>⇒また、支払利息等については、今回、削除することは報告者負担を考慮してやむを得ないものの、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討することを意見</p>
	⑧ 労働者区分における常用雇用の区分の見直し		●			<p>・<b>適当と整理</b></p> <p>⇒「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議合)を踏まえた内容であることを評価</p>
	⑨ ①～⑧以外にも、法人番号の追加、物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高の見直しや調査事項の廃止等を実施		●			<p>・<b>適当と整理</b></p> <p>⇒報告者負担の軽減等を踏まえた内容であることを評価</p>

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
(4)集計事項の変更	① 生産物分類別売上(収入)金額結果の集計表の追加			●		(第3回部会で審議中)
	② 乙調査の新設により、産業横断的集計において、国及び地方公共団体の事業所を追加した集計表を作成			●		(第3回部会で審議中)
	③ これまで商業統計調査において作成していた立地環境特特別の集計表について、卸売業・小売業に飲食サービス業、生活関連サービス業といった個人向けサービス業を追加して、作成			●		(第3回部会で審議中)
(5)立入検査等に関する規定の追加	・ 調査計画に、立入検査等に関する規定を追加			●		(第3回部会で審議中)
2 経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の同時実施について	・ 個人企業経済調査の調査対象となっている個人経営企業について、個人企業経済調査を活動調査と同時に実施し、活動調査の調査事項を個人企業経済調査の調査票に入れ込み調査を実施			●		(第3回部会で審議中)

(注1)第1回(第96回サービス統計・企業統計部会)は4月20日(月)から5月12日(火)まで書面による審議を実施。審議結果については、別添1を参照。

(注2)第2回(第97回サービス統計・企業統計部会)は5月7日(木)から書面による審議を実施中。審議の途中経過については、別添2を参照。

(注3)第3回(第98回サービス統計・企業統計部会)は5月15日(金)から書面による審議を実施中。



## 経済センサスー活動調査 諮問審議における内閣府意見

- 令和 3 年経済センサスー活動調査の諮問審議において、宮川努委員及び菅幹雄臨時委員の御意見に関連し、国民経済計算の推計の観点から、内閣府意見を申し上げたい。
- 令和 2 年（2020 年）については、工業統計表の調査は行われず、本調査が当該年の経済構造を表す唯一の統計となることから、調査は行っていただきたい。
- 他方、新型コロナウイルス感染症の影響は、本調査が対象とする令和 2 年（2020 年）に大きく現れると考えられる。両委員の御意見のとおり、本調査を用いるなどして作成される予定である令和 2 年産業連関表は、日本経済の中長期的な構造と相当程度異なる姿を示す可能性があるが、それに基づいて、国民経済計算の基準改定で遡及・延長推計を行うと、そうした令和 2 年の投入・産出構造の影響が前後の年についても及ぶことになることが懸念される。
- したがって、内閣府としては、令和 2 年（2020 年）対象の経済センサスー活動調査については、通常の年次推計の基礎統計として用いる。一方、令和 2 年産業連関表のみでは、日本経済の構造を適切に反映させる必要のある基準改定の推計精度を従来通り確保することが困難であると予想されることから、国民経済計算の基準改定の推計に資するよう、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた年において、例えば経済構造実態調査において費用項目を追加するなど、投入・産出構造を把握する追加の投入調査を実施していただくことや、菅臨時委員御提案の延長表等の作成の検討を要望したい。

## 第 150 回統計委員会 議事 1 - 2 「部会の審議状況について（国民経済計算体系的整備部会）」の資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員名前	清原 慶子
------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
資料 1-2	P4・P9 P38	<p>国民経済計算体系的整備部会の宮川部会長よりご報告いただきました「2020 年 1-3 月期 1 次 Q E の推計にあたっては内閣府から提示された対応を適当と結論づけるとともに、手法の妥当性等に関する多角的な事後検証が不可欠と整理した。そのうえで内閣府に対して、今回提示された対応を進めるとともに、事後検証の結果を今回の感染拡大が一段落した時点で改めて報告するよう要請した。」とのお取りまとめについて感謝して、了解いたします。</p> <p>部会で丁寧にご議論を頂いたように、経済的ショックをダミー変数処理することは、一定の意義があると受け止めます。</p> <p>3 月 2 日からの「一斉休校」を経て、4 月 7 日以降は「緊急事態宣言」が発令され、5 月下旬に順次解除されるまでの約 2 か月間は、外出自粛が要請され、事業活動の抑制が要請されました。したがって、新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、4 月以降も過去の動向と大きく異なる経済状況となっています。ダミー変数を設定する系列の指定については、新型コロナウイルス感染症による影響が幅広いことから、きわめて難しいと考えられます。</p> <p>今回の処理は速報段階における暫定的な処理ということですが、今後のデータの蓄積を踏まえ、4-6 月期 1 次 Q E において、今回同様の対応（季節調整におけるダミー処理、3 か月目のデータ処理）を行うか否かについては、4-6 月期の経済状況を踏まえ、判断することとしたいという議論もあったと承知しています。「未曾有」と表現してもよいと思われる今年の前半の経済の実態を正確に記録しつつ、適切な国民経済</p>	<p>【国民経済計算体系的整備部会長 宮川 努】</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、新型コロナウイルス感染症の影響は、2020 年 4-6 月期以降も続くものと考えられます。このため、4-6 月期の対応は無論のこと、その他の期間も含めて、幅広く継続的に審議していきたいと考えております。また審議状況に関しては、適切に委員会に報告致します。</p>

	<p>計算体系の在り方を確保することについては、本当に難しい判断を求められていることと拝察します。</p> <p>まことに不透明な動向の中ではありますが、部会の委員の皆様には継続的なご検討と、統計委員会として共有すべき諸点のご提案をどうぞよろしくお願い致します。</p>	
--	---	--

委員名前	川崎 茂
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	回答
統計 委員 会配 布資 料	全般	2つの部会報告及び厚生労働省からの毎月勤労統計に関する報告については、いずれも丁寧に検討していただいております、私から特段の質問や意見はありません。	—

## 別紙 2

## 第 150 回統計委員会 議事 2 「毎月勤労統計調査について」の資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員名前	宮川 努
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
2		毎月勤労統計の遡及推計が新たな段階に入ったようなので、より分かりやすい説明の工夫が必要ではないか。	ご意見ありがとうございます。これまで遡及推計の作成の工程・課題等を中心にご説明してまいりましたが、今後は、利用者のニーズを踏まえた分かりやすい説明を行うように努めてまいりたいと思います。

委員名前	川崎 茂
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
統計委員会配布資料	全般	2つの部会報告及び厚生労働省からの毎月勤労統計に関する報告については、いずれも丁寧に検討していただき、私から特段の質問や意見はありません。	—

## 第 150 回統計委員会 「参考 基幹統計調査の承認の状況」の内容等に対する質問・意見及び回答

委員名前	神田玲子
------	------

配布資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
参考		147 回の統計委員会では、国民生活基礎調査については、軽微案件ではないという整理になったと記憶しています。統計委員会での結論に沿った書き方にしていただきますようお願いいたします。	御指摘いただいた趣旨を踏まえて、①国民生活基礎調査の令和 2 年調査の中止については、典型的・定型的な「軽微な事項」に該当するものではないが、②様々な事情を総合的に勘案して、③「統計法第 9 条第 4 項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項として認めるもの」の取扱いについて」（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定 最終改正令和 2 年 3 月 16 日）1⑩「上記に揚げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項として認めるもの」に該当するものとして取り扱うという、統計委員会の議論に沿った書き方に修正させていただきました。

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 4 月 30 日分)

令和 2 年 5 月 28 日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
家計調査	総務大臣	承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえ、調査方法について、従前の調査員調査及びオンライン調査を原則としつつ、災害や感染症等の発生により調査員調査が困難な場合には、郵送調査も可能とするよう変更	R2.4.2
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応業務の増大により、調査系統の中核となる全国の保健所において調査事務への対応が極めて困難となっており、郵送など代替手段による実施や延期による実施も困難であること等から、令和 2 年調査(簡易調査)を中止	R2.4.10

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。

このうち、「国民生活基礎調査」の変更については、令和 2 年調査の中止に係るものであり、典型的・定型的な「軽微な事項」に該当するものではないが、①報告者及び現場の調査関係者(保健所職員、統計調査員)等の健康と安全の確保などの観点も含め、中止せざるを得ない事情が明確であったこと、②統計調査の実実施スケジュール上、迅速な判断が必要とされたことを総合的に勘案し、統計委員会が、「統計法第 9 条第 4 項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項として認めるもの」の取扱いについて」(平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定 最終改正令和 2 年 3 月 16 日) 1⑩「上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項として認めるもの」に該当するものとして、諮問に関する手続を要しないとしたものである。ただし、調査の中止による統計利用者への影響が大きいこと等に鑑み、令和 2 年 3 月 30 日に開催された第 147 回統計委員会において、厚生労働省から説明がなされた。